

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇規 則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一  
部の施行期日を定める規則(住宅課)

◇訓 令 鳥取県道路占用規則の一部を改正する規則(道路課)

◇訓 令 現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令  
(職員課)

◇告 示 現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正  
する訓令(シ)

◇告 示 建設工事の一般競争入札に参加する者に必要な資格等(管理課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県道路占用規則の一部を改正する規則

一 書類の提出部数の変更

道路占用許可申請書の提出部数を三部から二部と、道路占用料減免申請書及  
び道路占用工事完了届出書等の提出部数を二部から一部とすることとした。

(第十一関係)

## 規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日  
を定める規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第三十五号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期  
日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成十一年三月鳥  
取県条例第十号)中別表第一及び別表第二の改正規定のうち大谷団地に関する部分の施  
行期日は、平成十一年五月一日とする。

- 二 届出書の押印義務の廃止等
    - 1 道路占用工事完了届出書等への押印の義務付けを廃止することとした。
    - 2 道路占用料減免申請書に自署した場合には、押印を省略できることとした。
    - 三 その他
    - 四 所要の規定の整備をすることとした。
  - 四 施行期日
- この規則は、公布の日から施行することとした。

鳥取県道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十六号

鳥取県道路占用規則の一部を改正する規則

鳥取県道路占用規則(昭和五十二年六月鳥取県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条を次のように改める。

(書類の提出部数等)

第十一条 法第三十二条第二項の規定により知事に提出する書類は二部としなければならない。

2 法第三十二条第二項又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、所轄土木事務所長を経由して提出しなければならない。

様式第三号から様式第七号までの規定中「濶」を「濶」に改め、「□□□□―□□□」及び「㊦」を削る。

様式第八号中「濶」を「濶」に改め、「□□□□―□□□」を削り、同様式に注として次のように加える。

注 申請者(申請者が法人である場合は代表者)が氏名を白濁する場合には、申請を否認することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第一号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程(昭和三十九年七月鳥取県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

別表中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、同表第九号中「道路技術員」を「道路技術員」に改め、同表中同号を第七号とし、以下二号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成十一年四月一日から施行する。

鳥取県訓令第二号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和四十三年五月鳥取県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表福祉事務所の項第一号中「精神薄弱者福祉司」を「知的障害者福祉司」に改め、同表皆成学園の項第四号中「、保母及び保父」を「及び保育士」に改め、同表積善学園の項第四号及び皆生小児療育センターの項第九号中「保母及び保父」を「保育士」に改め、同表鳥取療育園の項中「保母、保父」を「保育士」に改める。

附 則

この訓令は、平成十一年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百二十九号

平成十一年度において県が発注する建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）であつて、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるもの一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）を、資格審査の申請手続等について、次のとおり定めたので告示する。  
平成十年七月鳥取県告示第四百九十二号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づいて認定された資格は、この告示に基づいて認定された資格とみなす。

平成十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 資格の区分

資格は、別表の上欄に掲げる発注工事種別ごとに認定する。ただし、経常建設共同企業体にあつては、一般建築工事のうち建築一式工事に限る。

二 申請手続

1 申請書の提出方法

資格審査を受けようとする者は、建設工事入札参加申請書（以下「申請書」という。）に次の書類を添え、鳥取県土木部管理課建設係（〒六八〇一八五七〇 鳥取市東町一丁目三二〇 電話 〇八五七一一二六―七三四七）へ提出するものとする。なお、郵送も可とする。

(一) 経常建設共同企業体以外の者

- (1) 建設業許可証明書
- (2) 一般競争入札に参加を希望する建設工事の種別表
- (3) 営業所一覧表
- (4) 工事経歴書
- (5) 法人にあつては、登記簿謄本
- (6) 使用印鑑届
- (7) 印鑑証明書
- (8) 審査基準日（平成九年十月一日から平成十年九月三十日までの間に係る直近の営業年度の終了の日（平成十年十月一日以後において、会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）の規定による更生手続開始の決定が行われた会社（以下「更生会社」という。）にあつては、当該更生手続開始の決定の日）をいう。以下同じ。）における経営事項審査結果通知書（平成十一年建設省告示第千五十六号による改正前の建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成六年建設省告示第千四百六十一号。以下「旧告示」という。）に基づくものに限るものとし、旧告示に基づく経営事項審査を受けていない者にあつては、経営状況を審査するために必要な書類とする。以下同じ。）の写し

- (9) 委任状(委任する場合に限る。)
- (二) 経常建設共同企業体
  - (1) 各構成員の建設業許可証明書
  - (2) 各構成員の営業所一覧表
  - (3) 各構成員の工事経歴書
  - (4) 各構成員(法人に限る。)の登記簿謄本
  - (5) 使用印鑑届
  - (6) 印鑑証明書
  - (7) 各構成員の審査基準日における経営事項審査結果通知書の写し
  - (8) 委任状(委任する場合に限る。)
  - (9) 経常建設共同企業体協定書の写し
- 2 申請書等の様式
  - 申請書及び添付書類の様式については、鳥取県土木部管理課に問い合わせ、その指示に従うこと。
- 3 申請書の受付時期
  - 随時
- 4 申請書等の作成に用いる言語
  - (一) 申請書は、日本語で作成すること。
  - (二) 添付書類を外国語で作成したときは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- 三 資格の再認定手続
  - 平成十一年度中に更生会社に該当することとなった者は、別に定める更生手続開始決定者入札参加資格再認定取扱要領に基づき資格の再認定を申し出るものとする。
- 四 資格を与えない者
  - 次に掲げる者には、資格を付与しない。
- 1 法第三条第一項に規定する建設業の許可を受けてない者及びその者を構成員に含む経常建設共同企業体

発注工事種別	建設工事の種類
一般土木工事	土木一式工事(土) とび・土工・コンクリート工事(と)
ほ装工事	ほ装工事(ほ)
鋼橋工事	鋼構造物工事(鋼)
プレストレスト・コンクリート工事	土木一式工事(土)
港湾工事	土木一式工事(土) しゅんせつ工事(しゅ)
機械設備工事	機械器具設置工事(機) 鋼構造物工事(鋼)
塗装工事	塗装工事(塗)
造園工事	造園工事(園)
さく井工事	さく井工事(井)
一般建築工事	建築一式工事(建) 大工工事(大) とび・土工・コンクリート工事(と)

- 2 審査基準日における法第二十七条の二十三第一項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受けていない者及びその者を構成員に含む経常建設共同企業体
- 3 一般競争入札に参加を希望する建設工事の種別について、審査基準日の直前の二営業年度において工事施工金額のない者及びその者を構成員に含む経常建設共同企業体
- 五 資格審査結果の通知
  - 資格審査の結果については、資格決定通知書により通知する。
- 六 資格の有効期間
  - 資格の有効期間は、資格を付与された日から平成十二年三月三十一日までとする。

鋼構造物工事(鋼)	鉄筋工事(筋)	管工事(管)	熱絶縁工事(絶)	水道施設工事(水)	消防施設工事(消)	清掃施設工事(清)	建具工事(具)	ガラス工事(ガ)	左官工事(左)	石工事(石)	内装工事(内)	防水工事(防)	内装仕上工事(内)	屋根工事(屋)	板金工事(板)	電気工事(電)	電気通信工事(通)	消防施設工事(消)	電気通信工事(通)	交通安全施設工事	とび・土工・コンクリート工事(と)	塗装工事(塗)	法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事(と)	防水工事(防)
-----------	---------	--------	----------	-----------	-----------	-----------	---------	----------	---------	--------	---------	---------	-----------	---------	---------	---------	-----------	-----------	-----------	----------	-------------------	---------	--------	-------------------	---------